

平成 19 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成19年度廃家電の不法投棄等の状況について、取りまとめましたので公表します。

廃家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）の平成19年度の不法投棄台数の合計は115,815台（前年度132,084台）で、前年度と比較して12.3%の減少となりました。市区、町、村それぞれの不法投棄台数を比較したところ、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向にありました。

平成19年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、628千円（前年度比11.9%増）でした。また、平成20年度の自治体における廃家電4品目の不法投棄対応の当初予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、786千円（前年度比18.7%増）でした。

平成20年4月1日時点における自治体の回収体制は、自治体自ら収集運搬をしないが回収体制を構築している：44%、自治体自ら収集運搬せずまた回収体制も構築等していない：31%、自治体自ら収集運搬している：25%でした。

また、平成19年度の廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）の不法投棄台数の合計は5,255台（前年度5,536台）で、前年度と比較して5.1%の減少となりました。

1 背景

廃家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成13年4月から始まっています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成15年10月から始まっています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電4品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に4月1日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,811市区町村（総人口約12,769万人）で、対象期間は平成19年度です。

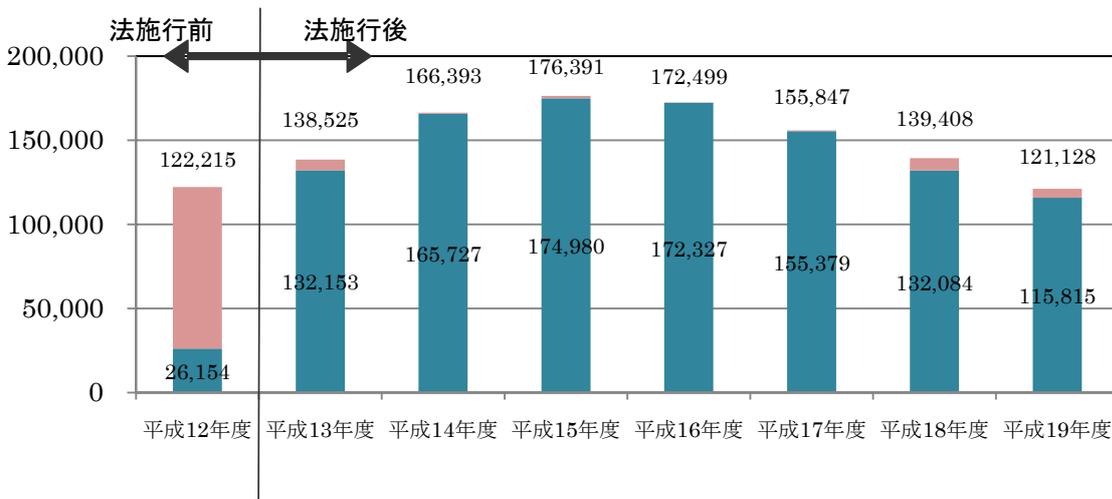
2 廃家電4品目の不法投棄台数について

平成19年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを取得している1,494自治体^{注1)}における平成19年度の廃家電4品目の不法投棄台数は、エアコンが3,821台、ブラウン管式テレビが67,838台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が26,677台、電気洗濯機が17,479台で、4品目合計では115,815台でした。前年度と比較して12.3%の減少となりました。(図1)。品目別にみると、エアコンが2,042台減少(前年度比34.8%減)、ブラウン管式テレビが5,082台減少(同7.0%減)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が4,362台減少(同14.1%減)、電気洗濯機が4,783台減少(同21.5%減)でした。

平成18年度及び平成19年度の廃家電4品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している1,208自治体^{注2)}(平成19年度の廃家電4品目の不法投棄台数98,826台)における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、4-6月、10-12月及び3月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました(表1、図2)。

また、1,494自治体^{注1)}において、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が9.0台、町が13.8台、村が26.5台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(図1)



- ① 環境省調査で把握した不法投棄台数
 (平成12年度分調査の人口カバー率は約21.4%、平成13年度分は約95.4%、平成14年度分は約99.6%、平成15年度分は約99.2%、平成16年度分は約99.9%、平成17年度分は約99.7%、平成18年度分は約94.7%、平成19年度分は約95.6%)
- ※人口カバー率= 定期的に環境省が実施している廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合
- ② ①を人口カバー率で割り戻した台数(推計値)

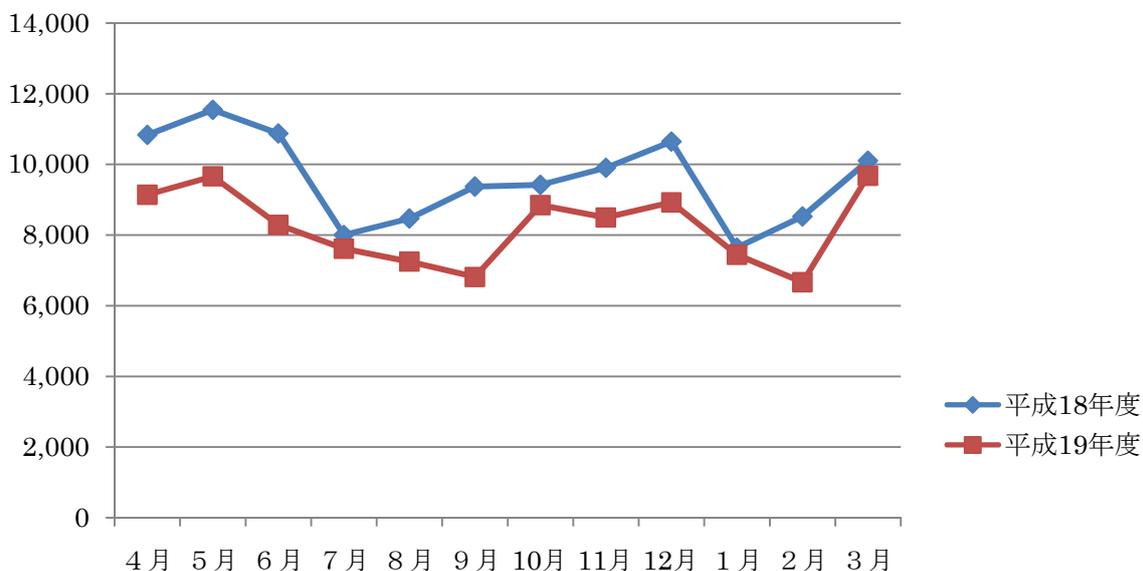
(表1) 月別不法投棄台数の推移

(平成18年度と平成19年度の月ごとのデータを取得している1208自治体の比較)

(単位：台)

	4品目合計		エアコン		ブラウン管式 テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
4月	10,834	9,141	477	341	6,035	5,254	2,475	2,060	1,847	1,486
5月	11,542	9,662	488	295	6,417	5,614	2,633	2,231	2,004	1,522
6月	10,872	8,290	507	318	5,961	4,694	2,534	2,009	1,870	1,269
7月	8,003	7,615	533	301	4,129	4,267	1,985	1,861	1,356	1,186
8月	8,469	7,250	434	265	4,494	4,198	2,201	1,751	1,340	1,036
9月	9,372	6,813	439	243	4,872	3,878	2,436	1,673	1,625	1,019
10月	9,419	8,847	438	262	5,154	5,214	2,280	2,077	1,547	1,294
11月	9,902	8,497	381	251	5,632	5,067	2,266	1,906	1,623	1,273
12月	10,644	8,924	460	253	6,041	5,448	2,361	2,016	1,782	1,207
1月	7,645	7,443	280	252	4,489	4,667	1,716	1,533	1,160	991
2月	8,526	6,665	357	218	4,781	3,963	1,935	1,494	1,453	990
3月	10,101	9,679	385	240	5,709	5,826	2,321	2,159	1,686	1,454
合計	115,329	98,826	5,179	3,239	63,714	58,090	27,143	22,770	19,293	14,727

(図2)



(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数(平成19年度)

	1万人当たりの不法投棄台数 [台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	9.0	757	146,970
町	13.8	637	16,486
村	26.5	100	6,450
市区町村	9.5	1,494	81,930

3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

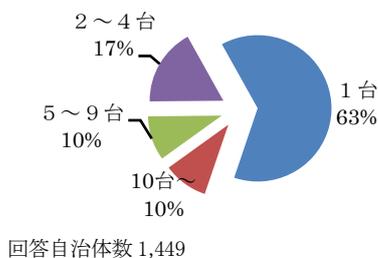
平成19年度に廃家電4品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄1件当たりに回収した廃家電4品目の回収台数の内訳は、1台:63%、2~4台:17%、5~9台:10%、10台以上:10%でした(図3)。

不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら:73%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者:14%、廃棄物収集運搬業者:13%でした(図4)。また、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する並びに廃棄物収集運搬業者が運搬すると回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電4品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は11件、委託費用は270千円(前年度比66.7%増)でした(表3)。

また、当該期間中に不法投棄された廃家電4品目で自治体が回収できなかった物は、あり:27%、なし:73%でした(図6)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、時期を決めてまとめて回収する:39%、回収が物理的に困難:36%、私有地で立入り不可:33%等でした(図7)^{注3)}。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄:64%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄25%、湖沼及び河川等への投棄:10%等でした(図8)。

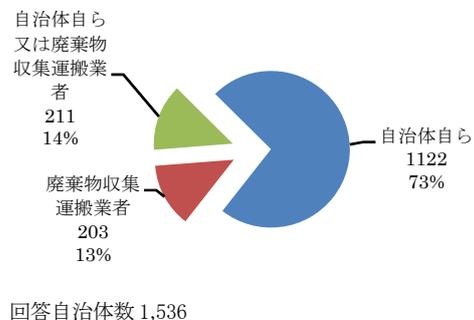
(図3)

平成19年度における不法投棄の1回当たりの回収台数の内訳



(図4)

不法投棄物の収集運搬の主な実施者

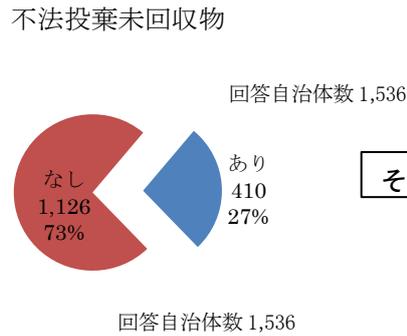


(表3) 平成19年度における1自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用

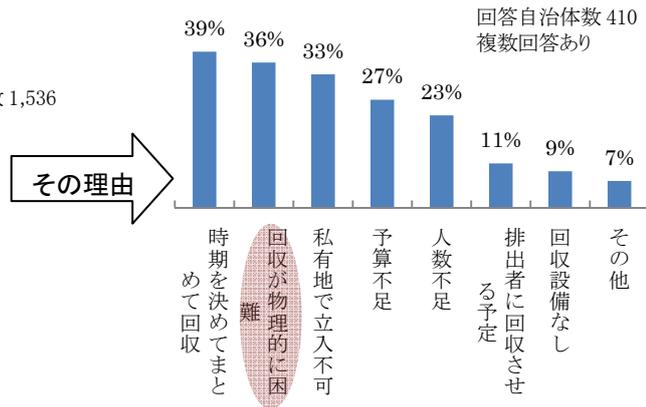
委託件数[件]	委託費用[千円]
11	270

回答自治体数340

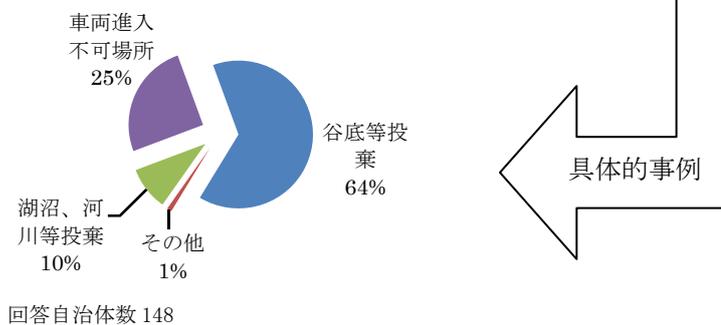
(図 6)



(図 7)



(図 8)



4 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策について

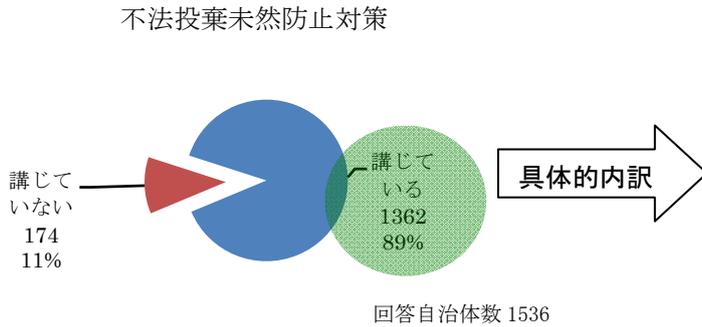
平成 20 年度における不法投棄未然防止対策について、自治体はその対策を講じている：89%、講じていない：11%でした（図 9）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：86%、職員又は委託業者によるパトロール：82%、住民との連携による監視・通報体制の構築：40%等でした（図 10）^{注 3)}。

平成 19 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、628 千円（前年度比 11.9%増）でした（表 4）。また、この廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額について、全ての不法投棄対応決算額に対する割合は 30%でした（表 5）。

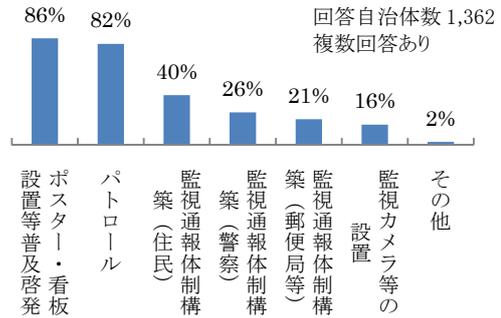
平成 20 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：86%、計上していない：10%等でした（図 11）。平成 20 年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額を把握している自治体の平均値は 786 千円（前年度比 18.7%増）でした（表 6）。

また、家電リサイクル法施行前後における自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：41%、変化していない：29%、判断できない：24%、不法投棄処理費用の減少等により全体として負担軽減：6%でした（図 12）。

(図 9)



(図 10)



(表 4) 廃家電 4 品目不法投棄対応
決算額 (平成 19 年度)

平均値[千円]	中央値[千円]
628	208

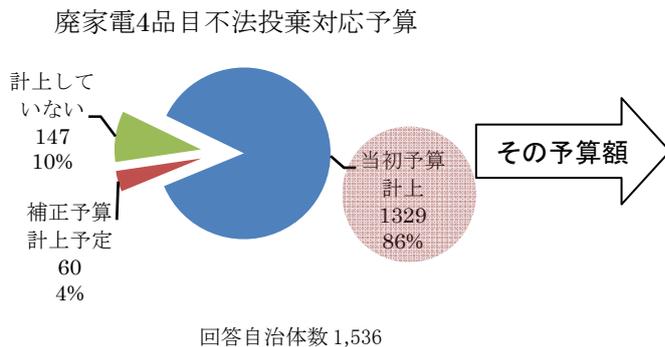
※ 回答自治体数 1, 342

(表 5) 全不法投棄対応決算額に対する
廃家電 4 品目不法投棄対応決算額
の割合 (平成 19 年度)

平均値	中央値
30%	20%

※ 回答自治体数 1, 256

(図 11)



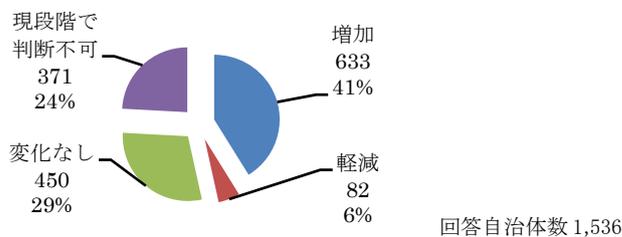
(表 6) 廃家電 4 品目不法投棄対応
予算額 (平成 20 年度)

平均値[千円]	中央値[千円]
786	300

※ 回答自治体数 1, 280

(図 12)

家電リサイクル法施行前の財政負担
状況



5 自治体における廃家電4品目の収集運搬の状況について

平成20年4月1日時点における自治体の廃家電4品目の回収体制は、自治体自ら収集運搬をしないが、地域小売店・量販店・廃棄物収集運搬業者等が連携することにより回収体制を構築している：44%、自治体自ら収集運搬をせず、また中心となる回収体制がない・回収体制を把握していない：31%、自治体自ら収集運搬する：25%でした（図13、図14）。

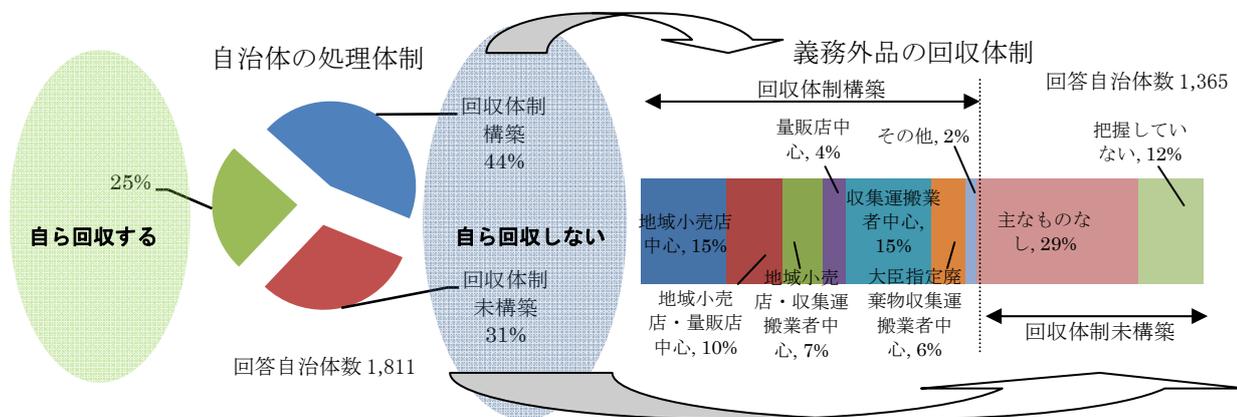
自ら収集運搬する自治体に対して、その回収引取体制を尋ねたところ、市区町村処理施設等で引取り：40%、戸別回収：42%、指定日に指定場所で回収：12%等でした（図15）。また、市区町村処理施設等で引取り以外の戸別収集等の廃棄物の収集運搬者は、自治体自ら：47%、委託業者：46%等でした（図16）。

また、平成19年度における収集運搬台数について、自ら収集運搬する自治体においては、エアコンが5,300台、ブラウン管式テレビが37,385台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が17,828台、電気洗濯機が15,368台で、4品目合計では75,881台でした（表7）。また、製造業者等への引渡台数を見ると、4品目合計では69,014台で91%となっています。

平成19年度に自治体が住民に対する廃家電4品目の処理方法の周知状況は、義務品・義務外品^{注4)}両方を周知している：64%、義務品のみ周知している：12%、義務外品のみ周知している：2%、家電リサイクル法の概要のみ周知している^{注5)}：17%、特に周知していない：5%でした（図17）。義務品又は義務外品の処理方法を周知している自治体に対してその具体的な周知方法を尋ねたところ、ごみガイドブック・広報誌・ホームページ等に掲載：97%、説明会開催や相談窓口設置等：21%等でした（図18）^{注3)}。

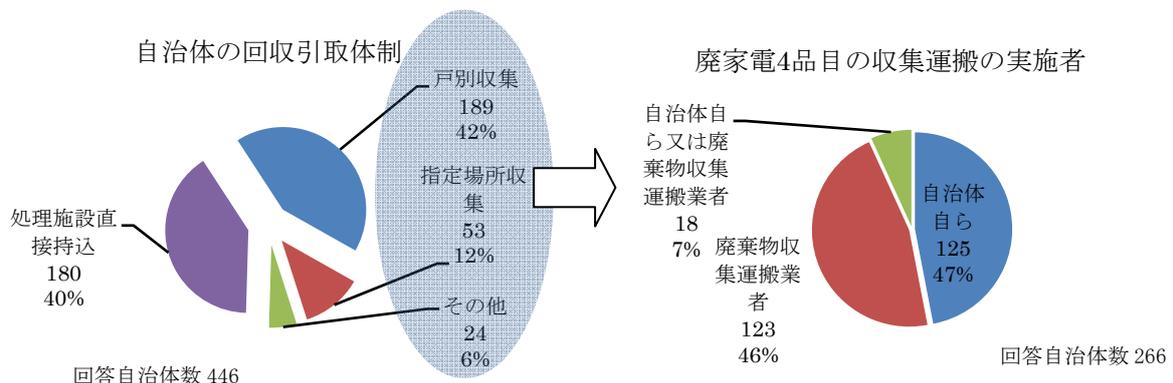
(図13)

(図14)



(図15)

(図16)

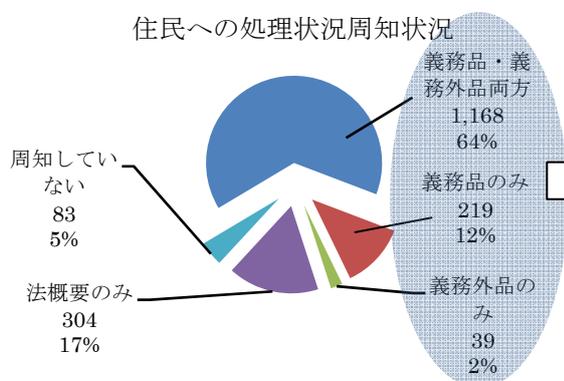


(表 7) 自治体における収集運搬台数 (平成 19 年度)

	4品目合計	エアコン	ブラウン管式テレビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機
収集運搬台数	75,881	5,300	37,385	17,828	15,368
(再掲) 製造業者等引渡台数	69,014	4,844	33,833	16,265	14,072
製造業者等引渡率	91%	91%	90%	91%	92%

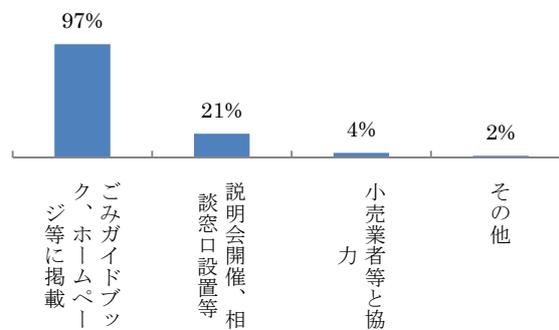
※ 回答自治体数 446

(図 17) 回答自治体数 1,811



(図 18)

回答自治体数 1,426
複数回答あり



6 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 19 年度の不法投棄台数のデータを有する 548 自治体^{注6)} における平成 19 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 2,178 台、ノートブックが 492 台、ブラウン管式ディスプレイが 2,319 台、液晶ディスプレイが 266 台、合計 5,255 台 でした。前年度と比較して 5.1%の減少となりました。品目別にみると、デスクトップが 165 台減少 (前年度比 7.0%減)、ノートブックが 83 台減少 (同 14.4%減)、ブラウン管式ディスプレイが 71 台減少 (同 3.0%減)、液晶ディスプレイが 38 台増加 (同 16.7%増) でした。

平成 18 年度及び平成 19 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 378 自治体^{注7)} (平成 19 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,913 台) における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4-5月、10-12月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました (表 8、図 19)。

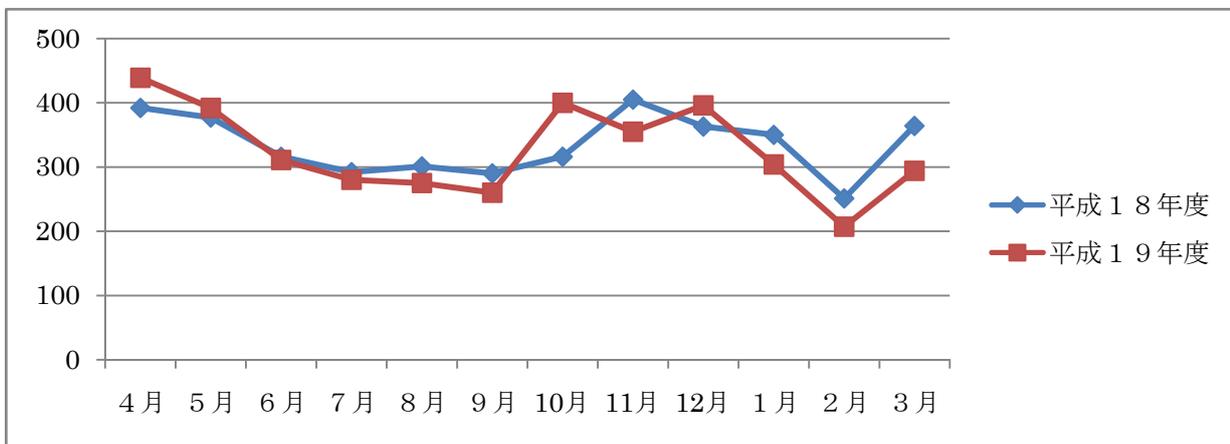
(表 8) 月別不法投棄台数の推移

(平成 18 年度と平成 19 年度の月ごとのデータを取得している 378 自治体の比較)

(単位：台)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19	H18	H19
4月	392	439	172	173	41	34	166	207	13	25
5月	377	392	150	162	39	34	166	179	22	17
6月	316	311	130	132	26	38	129	126	31	15
7月	292	280	134	99	31	20	119	141	8	20
8月	301	275	134	114	23	22	130	115	14	24
9月	290	260	131	100	34	21	115	118	10	21
10月	316	400	142	163	22	22	144	197	8	18
11月	405	355	175	123	24	35	191	172	15	25
12月	363	396	167	159	35	22	148	184	13	31
1月	350	304	132	116	41	27	163	151	14	10
2月	251	207	108	79	17	17	116	103	10	8
3月	364	294	138	110	33	25	164	142	29	17
合計	4017	3913	1713	1530	366	317	1751	1835	187	231

(図 19)



注 1) 1,494 自治体の人口の合計は約 12,240 万人（総人口の約 96%）です。

注 2) 1,208 自治体の人口の合計は約 10,557 万人（総人口の約 83%）です。

注 3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が 100% となりません。

注 4) 義務品とは、家電リサイクル法に基づき小売業者が引き取らなければならないとされている、自ら販売した又は買換えの際に同種の廃棄物を消費者から引取りを求められた廃家電 4 品目のことをいいます。また、義務外品とは、義務品以外の廃家電 4 品目のことをいいます。

注 5) 家電リサイクル法を紹介する又は環境省等の関連機関を示す等にとどまり、自治体における具体的な処理方法を周知していないことをいいます。

注 6) 548 自治体の人口の合計は約 7,071 万人（総人口の約 55%）です。

注 7) 378 自治体の人口の合計は約 4,995 万人（総人口の約 39%）です。